

## 議案第 57 号

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険条例(平成18年おいらせ町条例第113号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町乳幼児医療費給付条例(平成18年おいらせ町条例第106号)の一部改正により乳幼児医療費給付事業が拡充されることを機に、当町国民健康保険に加入する乳児に対する10割の給付を廃止することとし、所要の改正を行うため提案するものである。

## おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険条例（平成18年おいらせ町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関である病院又は診療所に入院しないで法第36条第1項第1号から第4号までに定める療養の給付を受ける被保険者のうち、妊娠の届出の受理のあった日から、出産の日の属する月の翌月の末日までのものは、当該療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に受けたこの条例による改正前のおいらせ町国民健康保険条例第5条第2項第1号及び第2号の規定にかかる者の療養の給付については、なお従前の例による。